

中間前金払制度に関するQ&A

Q1. 中間前金払の認定申請時に必要な書類は？

A1. 中間前金払認定請求書兼認定調書(様式1)に工事履行状況報告書(中間前金払認定申請用)(様式2)を添付して発注者(工事担当課)に申請してください。

なお、出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(出来高)が契約金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。

Q2. 契約金額が変更(増額・減額)された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A2. 中間前払金の割合は契約金額の20%以内であり、かつ既に済んでいる前払金との合計が60%を超えることはできませんので、下記のような算式となります。

(1) 増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金 > 変更後の契約金額×20%」なので、「変更後の契約金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円

$$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\ (3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円})$$

→ 中間前払金請求可能額 2,400,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金 < 変更後の契約金額×20%」なので、「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 契約金額 1,200 万円、減額変更 200 万円、前払金 480 万円

$$10,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,800,000 \text{ 円} < 10,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\ (1,200,000 \text{ 円} < 2,000,000 \text{ 円})$$

→ 中間前払金請求可能額 1,200,000 円

※ (1)、(2)ともに中間前金払認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

Q3. 当初契約時に 500 万円未満の工事が変更契約により 500 万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A3. 中間前金払の認定申請時に 500 万円以上の工事は中間前金払制度の対象工事となります。逆に、当初契約時 500 万円以上の工事が減額変更により、中間前金払の認定申請時に 500 万円未満となった場合は、中間前金払制度の対象となりません。

※ Q2と同様に中間前金払認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

Q4. 変更契約により工期が延長となった場合、認定要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A4. Q3と同様に中間前金払の認定申請時の工期となりますので、認定申請時に変更契約が完了していれば変更後の工期の2分の1が要件となります。

Q5. 実際の工事の進捗状況が予定出来形を下回っている場合でも、中間前金払の認定申請をすることができますか？

A5. 中間前金払の認定申請はできます。中間前金払制度の認定要件は、「工期の2分の1を経過し、かつ工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了しており、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の2分の1以上の額に相当すること。」ですので、工事の進捗状況にかかわらず認定要件を満たしていれば認定申請することができます。

Q6. 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A6. 部分払の対象としている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。

Q7. 中間前金払制度においては、中間検査は必要ないのでしょうか？

A7. 中間前金払制度においては、部分払とは異なり中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。

Q8. 中間前金払の認定申請から支払いまでの期間はどれくらいですか？

A8. 中間前金払の認定申請後、認定結果通知書の交付までが原則7日以内（ただし出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合は、当該資料等の提出後、原則7日以内）、中間前払金請求書、中間前払金に関する保証証書及び保証約款受領後、支払いまでが14日以内です